

北陸技術士懇談会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、富山県、石川県及び福井県に在住又は事務所をもつ会員の相互の親睦及び技術士業務の普及進歩改善を図ると共に、会員相互の品位の保持と協調に努力し、もって科学技術の向上、地域社会の健全なる発展に努めることを目的とする。
- 第2条 本会は、北陸技術士懇談会と称する。
- 第3条 本会の事務所は、事務局の所在地に置く。なお、富山県、石川県及び福井県の各県に本会の支部を設ける事ができる。
支部の規定は、その支部で別途定めることができる。

第2章 会 員

- 第4条 本会の会員は、技術士（第一次・第二次）の国家試験に合格したものが資格を有する。
- 第5条 正会員とは、当該年会費を納めたものとする。
- 第6条 本会は、会員が破産、禁治産の宣告を受け、又は契約に違背したときは除名する。なお、違背行為により会に与えた損害は自弁するものとする。

第3章 会 費

- 第7条 会費は、年間3,000円とする。

第4章 役員及び顧問

- 第8条 本会に下記の役員を置く。
- | | | | |
|-------|------------------|-------|------|
| 会 長 | 1名 | 監 事 | 3名以内 |
| 副 会 長 | 2名 | 相 談 役 | 若干名 |
| 理 事 | 24名以内（会長、副会長含む。） | | |
- 理事及び監事は総会において会員のうちから選任する。ただし、補欠役員は、理事会の議決により選任することができる。
- 会長は理事会において理事の互選により選任する。
- 副会長は理事会の同意を得て会長が理事の中から指名する。
- 相談役は会長が委嘱する。
- 本会は、必要に応じて別途委員会規定により委員会を設置することができる。
- 第9条 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。
- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 会長、副会長に事故あるときは、理事会において理事のうちからその代表者1名を決する。
- 理事は、理事会に出席し議決する。
- 監事は、業務を監査するほか、理事会に出席し発言をなすことを得るものとする。
- 相談役は、会長の諮問に応じ意見を述べるものとする。
- 事務総括責任者として会長の委嘱による事務局長を置くことができる。
- 第10条 役員に対しては報酬を支払わない。
- 第11条 役員任期は1年とする。ただし、補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。
- 第12条 理事会の決議により、会員以外の者を顧問にすることができる。

第5章 総会及び理事会

- 第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
通常総会は、毎年事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。また、臨時総会を開催するときは、理事会の議決を経て会長が招集する。
理事会は、毎年1回以上会長が招集する。
- 第14条 通常総会は、下記の事項について審議する。
- ① 収支予算及び収支決算に関する事項
 - ② 事業計画及び事業報告に関する事項
 - ③ 本規約の変更に関する事項
 - ④ 役員改選事項
 - ⑤ その他
- 第15条 下記の事項は、理事会の決議を経なければならない。なお、議決にあたって賛否同数の場合は議長の決するところによる。
- ① 重要業務の執行に関する事項
 - ② 総会に附議する事項
 - ③ 財産の管理又は処理に関する事項
- 第16条 総会及び理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 第17条 総会の決議は、会員出席者の過半数を以って決するものとし、賛否同数の場合は議長の決するところによる。
- 第18条 総会及び理事会の議事録は、議長が作成し事務局が保管する。

第6章 会 計

- 第19条 本会の経費は、会費、本会の受託業務に対する賦課金及びその他の収入を以ってこれに充てる。
- 第20条 会長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、理事会の議を経て監事の監査を受け、総会に提出しその了承を受けなければならない。
- ① 収支決算
 - ② 事業報告書
- 第21条 本会の事業年度は1年とし、毎年5月1日に始まり翌4月30日に終わるものとする。

委員会規定

理事所属委員会	主 な 役 割
①総務委員会	本会の全体及び総会の運営・管理、会則改正並びに各種事業**等の提案
②事業委員会	定期各種事業の運営・管理
③業務委員会	当会のPR及び関連団体との調整、特別事業（非定期）の運営・管理
④女性・青年委員会	女性・青年の活動強化及び情報交換・親睦向上活動等の運営・管理

※各種事業：CPDの追加、社会貢献事業（防災講演会や理科実験等の派遣事業等）をいう。

- (1) 会長、副会長は全体総括とし、委員会には属さないものとする。
- (2) 各委員会に属する理事の人選・人数は、適宜会長が発議する。
- (3) 各委員会には委員長を置き、会長が指名する。
- (4) 上記(2)、(3)の決定にあたっては理事会の承認を得るものとする。
- (5) 委員の任期は1年とし、再任を認める。